

# 高島市体育協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、高島市体育協会（以下「本会」という）が高島市において、スポーツの普及振興に顕著な功績のあった者に対して表彰を行い、本市スポーツの振興に資することを目的とする。

(被表彰者の範囲)

第2条 本会が、この規程に定めるところにより表彰する者は、次のとおりとする。

1. 本会に加盟している団体およびその構成員である会員。
2. その他、会長が適当と認めた団体および個人。

(表彰の種類)

第3条 表彰は、特別栄誉賞、功労賞、体育振興奨励賞、優秀選手賞、記録賞、生涯スポーツ賞とし、次に掲げる事由があった場合に表彰する。

1. 特別栄誉賞：オリンピック、国際大会に出場し、市民に大きな希望と感動を与え、本市スポーツの振興に貢献した者。
2. 功労賞：個人および団体で、体育・スポーツ等振興に顕著な功績のあった者。
3. 体育振興奨励賞：個人および団体で、体育・スポーツ等振興にすぐれた業績をあげ、今後一層の活躍が期待される者。
4. 優秀選手賞：優秀な選手で、全国大会および県大会において優秀な成績をあげた者。
5. 記録賞：小、中、高等学校児童・生徒で、県新記録を樹立した者。
6. 生涯スポーツ賞：長年にわたるスポーツ実践者で、現在も活動を継続し、他の模範となる個人

(推薦方法)

第4条 加盟団体長は、定められた期日までに所定の様式により本会会長に候補者を推薦するものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、高島市民体育大会において行うものとする。

附則

(施行期日)

1. この規程は、平成25年4月17日から施行する。
2. 高島市体育協会表彰規程（昭和47年4月1日施行）は廃止する。

3. この規程の施行の日の前日において、第2条から第3条に規定する被表彰者の範囲および表彰の種類に該当する者についてはこれを適用する。